

住宅関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長

長期優良住宅及び低炭素建築物に関する行政手続きにおける押印の廃止 について（通知）

本県では、行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT 技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、押印の廃止等の見直しについて、全庁を挙げた取組を推進することとしています。

については、標記の行政手続きにおいて県が定める申請者等の押印を廃止するため、下記1のとおり要領様式を改正し、下記2のとおり運用することとしましたので、県が所管する区域^{*}における申請等に当たっては、ご留意くださいますようお願いいたします。

※県が所管する区域：所管行政庁（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市）を除く市町

記

1 要領様式の一部改正について

- ・兵庫県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務処理要領 別添1のとおり
- ・兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領 別添2のとおり

2 押印廃止に関する運用

- ・上記の改正要領様式を令和3年1月1日から施行します。
- ・改正要領の施行の際現にある改正前の要領様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとします。
- ・改正要領施行前に受け付けた申請等については、なお従前の例によることとします。
- ・要領の改正にあわせて、以下の押印を求めないこととします。
 - ① 委任状への押印
 - ② 申請書等への押印
 - ③ 軽微な変更であることを評価機関に確認した者の押印
 - ④ 評価機関によるすべての図書への押印

問合せ先：住宅政策課 住宅政策班（企画調整担当）川崎、庄治
Tel 078-341-7711 内4637、4639